

別記 1

地域のモデルとなる農業者等に対する支援の上限額は以下のとおりとする。

1 個別に認証を取得する場合

(1) 認証の種類ごとに、審査費用の支援額の上限をした下表のとおり定める。

認証の種類	支援額の上限
GLOBALG. A. P.	29.5 万円
ASIAGAP	15 万円
JGAP	13 万円

(注) 審査費用には諸費用（登録費用、認証発行手数料等）を含むものとする。

(2) 認証の種類ごとに、研修指導受講費用の支援額の上限を下表のとおり定める。なお、1日当たりの支援額の上限適用後における費用の合計額が支援額の上限を超える場合にあっては、支援額の上限の額とする。

認証の種類	1日当たりの支援額の上限	支援額の上限
GLOBALG. A. P.	5 万円	15 万円
ASIAGAP	4 万円	12 万円
JGAP	4 万円	12 万円

(3) 認証審査及び研修指導の受講に係る審査員及び講師の旅費については、(1)及び(2)とは別に支援額の上限を以下のとおり定める。なお、審査費用に旅費が内包されている場合など、旅費の額が明らかとならない場合にあっては、ア及びイの支援は対象外とし、研修指導を受講するための取組を行う農業者の移動に要する旅費は対象外とする。

ア 認証審査に要する審査員旅費

審査1日に要する旅費に限り、原則として実費の1/2の範囲内で支援するものとする。

イ 研修指導の受講に係る講師の旅費

実費の1/2の範囲内で支援するものとする。ただし、上限を10万円とする。

ウ ア及びイの旅費とは、往復分の交通賃及び宿泊を伴う場合においては実際に宿泊した宿泊数分の宿泊料とする。

(4) 環境整備費用に係る支援額の上限等は、次に掲げるとおりとする。

この場合において、上限適用後におけるこれらの費用の合計額が10万円を超えるときは、支援対象事業費の上限は10万円とする。

ア ICTを活用した情報システムの利用

(ア) 支援の対象は、ICTを活用してGAP認証の取得に必要な作業工程管理を入力し、又は技術者等からのガイダンスを受信するシステム（以下「ICTシステム」という。）の導入に伴うICTシステムの初期設定費、導入から12ヶ月以内分のICTシステム利用費及びICTシステムを使用したサービス利用費（以下「ICTシステム導入利用費」という。）とする。ただし、ICT機器やソフトウェアの購入、操作の研修等に要する費用はICTシステム導入利用費に含まない。

(イ) 支援額の上限は、(ア)の費用について5万円とする。

イ 分析・調査の実施

(ア) 支援の対象は、GAP認証の取得に当たり必要な残留農薬、土壌及び水質の分析・調査に要する費用とする。

(イ) 支援額の上限は、(ア)の費用について5万円とする。

(ウ) 検体数及び検査項目（成分）数は、認証取得に必要な最小限のものに限る。

ウ 認証対応設備や資材の導入及び改修

(ア) 支援の対象は、集出荷・調製施設等におけるGAP認証取得のための対応に真に必要な設備（農業保管庫及び仮設トイレを含む。ウにおいて同じ。）や資材の導入及び改修に要する費用とする。

ただし、仮設トイレにあつては、設置しようとする箇所の周辺に利用可能なトイレが存在しない場合に限る。

(イ) 支援額の上限は、(ア)の費用について10万円とする。

(ロ) 1つの設備又は資材の導入・改修につき、取得単価が20万円未満のものに限る。

(ハ) 改修作業に必要な外注費用や人件費などの施工費用及び資材搬入のための運送料並びに設備・資材等の維持管理等に係る経費は支援の対象外とする。

(ニ) 支援対象者は、申請に当たっては、図面等により設備の改修箇所、資材の設置箇所、必要数、必要とする理由等を明示し、事業実施主体の承認を得るものとする。

2 団体で認証を取得する場合

(1) 支援対象者が複数経営体により構成される団体等の場合には、認証の種類ごとに、審査費用の支援額の上限を下表のとおり定める。

認証の種類	支援額の上限
GLOBALG. A. P.	29.5万円×(団体の構成員数の平方根+2)
ASIAGAP	15万円×(団体の構成員数の平方根+2)
JGAP	13万円×(団体の構成員数の平方根+2)

(注1) 審査費用には諸費用（登録費用、認証発行手数料等）を含むことができるものとする。

(注2) 団体の構成員数の平方根については、小数点以下切り上げとする。

(2) 認証の種類ごとに、研修指導受講費用の支援額の上限を下表のとおり定める。支援額の上限は、1日当たりの上限に研修指導の受講日数を乗じて得た額とする。この場合において、支援対象者は、研修指導の受講日数を明らかにしなければならない。

認証の種類	1日当たりの支援額の上限	支援額の上限
GLOBALG. A. P.	5万円	1日当たりの支援額の上限×受講日数
ASIAGAP	4万円	1日当たりの支援額の上限×受講日数
JGAP	4万円	1日当たりの支援額の上限×受講日数

(3) ただし、認証審査及び研修指導の受講に係る審査員及び講師の旅費については、(1)及び(2)とは別に支援額の上限を以下のとおり定める。なお、審査費用に旅費が内包されている場合など、旅費の額が明らかとならない場合にあつては、ア及びイの支援は対象外とし、研修指導を受講するための取組を行う農業者の移動に要する旅費は対象外とする。

ア 認証審査に要する審査員旅費

審査に要する旅費について、原則として実費の1/2の範囲内で支援することとする。

イ 研修指導の受講に係る講師の旅費

実費の1/2の範囲内で支援するものとする。ただし、上限を30万円とし、支援対象者は、研修指導の受講日数を明らかにしなければならない。

ウ ア及びイの旅費とは、往復分の交通賃及び宿泊を伴う場合においては実際に宿泊した宿泊数分の宿泊料とする。

(4) 環境整備費用に係る支援額の上限等は、次に掲げるとおりとする。

この場合において、上限適用後におけるこれらの費用の合計額が10万円に取組経営体数を乗じて得た額を超えるときは、支援対象事業費の上限は10万円に取組経営体数を乗じて得た額とする。ただし、上限を200万円とする。

ア ICTを活用した情報システムの利用

(7) 支援の対象は、ICTシステムの導入に伴うICTシステム導入利用費とする。ただし、ICT機器やソフトウェアの購入、操作の研修等に要する費用はICTシステム導入利用費に含まない。

(イ) 支援額の上限は、5万円に取組経営体数を乗じて得た額を支援額の上限とする。

イ 分析・調査の実施

(7) 支援の対象は、GAP認証の取得に当たり必要な残留農薬、土壌及び水質の分析・調査に要する費用とする。

(イ) 支援額の上限は、5万円に取組経営体数を乗じて得た額を支援額の上限とする。

(ウ) 検体数及び検査項目（成分）数は、認証取得に必要な最小限のものに限る。

ウ 認証対応設備や資材の導入及び改修

(7) 支援の対象は、集出荷・調製施設等におけるGAP認証取得のための対応に真に必要な設備（農薬保管庫及び仮設トイレを含む。ウにおいて同じ。）や資材の導入及び改修に要する費用とする。

ただし、仮設トイレにあつては、設置しようとする箇所の周辺に利用可能なトイレが存在しない場合に限る。

(イ) 支援額の上限は、(7)の費用について10万円に取組経営体数を乗じて得た額（10経営体以上にあつては100万円）とする。

(ウ) 1つの設備又は資材の導入・改修につき、取得単価が20万円未満のものに限る。

(エ) 改修作業に必要な外注費用や人件費などの施工費用及び資材搬入のための運送料並びに設備・資材等の維持管理等に係る経費は支援の対象外とする。

(オ) 支援対象者は、申請に当たっては、図面等により設備の改修箇所、資材の設置箇所、必要数、必要とする理由等を明示し、事業実施主体の承認を得るものとする。

(5) 支援対象団体がGAP認証を取得しており、当該団体を構成する農業者等が新たにGAP認証を取得する場合にあつては、2の(1)で「団体の構成員数」及び2の(4)中で「取組経営体数」とあるのは、「新たに追加される農業者等の数」と読み替えて上限を定めることとし、対象となる支援額については、実際に要した額（全体額）を既に取り組んでいる農業者等の数と新たに取組む農業者等の数で按分等により、新規に取り組む農業者等が認証取得に要した経費を算定するものとする。

別記 2

畜産 G A P 等の認証取得に取り組む畜産を営む者等に対する支援の上限額は以下のとおりとする。

1 認証審査に要する費用

支援対象者に対する支援の上限額は以下のとおりとする。ただし、農業の専門学科を有する教育機関については上限額を設定しないものとする。

(1) 認証を取得する場合

支援対象者が個別に認証を取得する場合には、認証の種類ごとに、支援額の上限を下表のとおり定める。

認 証 の 種 類	支援額の上限
1 JGAP 畜産（農場 HACCP との差分審査）	60 千円
2 JGAP 畜産（差分審査以外）	150 千円
3 GLOBALG. A. P.	450 千円

(注 1) 上限額は、諸費用及び旅費を含むものとし、税抜き額とする。

(2) 団体で認証を取得する場合

支援対象者が複数農場により構成される団体等の場合には、認証の種類ごとに、支援額の上限を下表のとおり定める。

認 証 の 種 類	支援額の上限
1 JGAP 畜産 （農場 HACCP との差分審査）	60 千円 × (団体の構成員数の平方根 + 2)
2 JGAP 畜産 （差分審査以外）	150 千円 × (団体の構成員数の平方根 + 2)
3 GLOBALG. A. P.	450 千円 × (団体の構成員数の平方根 + 2)

(注 1) 上限額は、諸費用及び旅費を含むものとし、税抜き額とする。

(注 2) 団体の構成員数の平方根については、小数点以下切り上げとする。

2 現地指導に要する経費

(1) 支援対象者が個別にコンサルタントの指導を受ける場合

認証の種類に関わらず、支援額の上限を下表のとおり定める。

認 証 の 種 類	助成額の上限
1 JGAP 畜産（農場 HACCP との差分審査）	70 千円
2 JGAP 畜産（差分審査以外）	
3 GLOBALG. A. P.	

(注 1) 上限額は、諸費用及び旅費を含むものとし、税抜き額とする。

(注 2) 助成回数は農業者ごとに 1 回限りとする。

(2) 複数経営体により構成される団体である支援対象者が個別にコンサルタントの指導を受ける場合
認証の種類に関わらず、支援額の上限を下表のとおり定める。

認 証 の 種 類	助 成 額 の 上 限
1 JGAP 畜産 （農場 HACCP との差分審査）	70 千円 × (団体の構成員数の平方根 + 2)
2 JGAP 畜産 （差分審査以外）	
3 GLOBALG. A. P.	

(注 1) 上限額は、諸費用及び旅費を含むものとし、税抜き額とする。

(注 2) 助成回数は 1 団体ごとに 1 回限りとする。

(注 3) 団体の構成員数の平方根については、小数点以下切り上げとする。